

都市公園内における保育所等設置の解禁

(都市公園法第7条第2項 平成29年6月15日)

規制改革の内容

特例措置前

都市公園内の占有は、電柱、電線、水道管等しか認められていない

特例措置

保育所等の社会福祉施設について、都市公園内の占有を認める



都市公園で保育所等の設置を可能に
(平成29年6月15日より)

効果

保育等の福祉サービスの需要に対応し、女性等が活躍できる社会を構築

規制改革の事例

都市公園内に保育所等 (社会福祉施設) を設置

○保育所等設置事例の一部

- ・東京都立汐入公園 : 平成29年4月
- ・東京都立祖師谷公園 : 平成29年4月
- ・品川区立西大井広場公園 : 平成29年4月
- ・横浜市立反町公園 : 平成29年4月
- ・福岡市立中比恵公園 : 平成29年4月
- ・仙台市立中山とびのご公園 : 平成29年4月
- ・東京都立代々木公園 : 平成29年10月
- ・豊中市立ふれあい緑地 : 平成29年12月
- ・東京都立蘆花恒春園 : 平成30年4月
- ・東京都立汐入公園 : 平成30年4月 (学童クラブ)
- ・西宮市立久保公園 : 平成30年4月
- ・吹田市立高野公園 : 平成31年4月



○都市公園内保育所等 (東京都立代々木公園)

